

該有力なメーカーが販売業者に対して当該メーカーとは取引しないことを条件に取引することを取りやめて、自己の流通経路を確保し事業を継続することができるようになって、初めて被害が救済されたということができ、そのためには差止めによる救済が有効である。

このように、独占禁止法違反行為については、器物の損壊のように侵害が一過性であるような他の違法な侵害行為とは異なり、特に差止めによる救済の必要性が認められる。

私人の差止請求権については、違法な行為による私益の侵害に対する救済手段として構成し、被害の救済として必要な範囲で差止めが認められるとすることが適当であると考えられる(注7)。この場合、民事法体系の中で私人の差止請求権を、民法上の不法行為に基づく請求権の特例と位置付けるか、独占禁止法に基づく特別の請求権と位置付けるかについては、その要件について今後具体的な検討を進める中で整理していく必要があると考えられる。

(注7) 不正競争防止法に基づく差止請求権については、「競争事業者間で行われる不法行為については、事後的な損害賠償のみでは救済として不十分であることから、損害賠償請求権に加えて特に差止請求権を付与したものと説明されている(通商産業省知的財産政策室「逐条不正競争防止法」)。

2 独占禁止法との関係

独占禁止法の運用を専門に行う行政機関として公正取引委員会が置かれ、同法の運用については、法律又は経済に関する学識経験のある者の中から任命された委員長及び委員が、職権行使の独立性を有しつつ、合議によって意思決定を行うこととなっている。

また、独占禁止法違反に関する訴訟手続等について、特別の制度が定められている(後記第3の1(1)参照)。

これは、独占禁止法は、市場経済における企業活動の基本ルールを定めたものであり、同法に違反するか否かは行為の外形によって決まるものではなく、当該行為の市場における競争に対する影響を個別具体的に判断した上で決するものであるため、複雑多岐で、かつ、変化し続ける経済現象の中での同法の運用は、中立性、継続的一貫性、専門性をもって適切に行われることが是非とも必要であるためである。

したがって、差止訴訟制度を導入するに当たっては、私人の差止請求権の要件、差止めの対象となる違反行為、公正取引委員会と

裁判所との関係等を検討するに際し、上記のような趣旨が損なわれないよう考慮する必要がある。

第2 私人の差止請求権の内容

1 私人の差止請求権の要件

(1) 訴権者

私人の差止請求権は被害の救済手段として構成することが適当であるから、基本的には独占禁止法違反行為による被害者が訴権者となるものと考えられる。

現在、差止請求権によって保護される法益の一つとして「営業上の利益」が認められている（不正競争防止法第3条）ことから、私人の差止請求権についても「営業上の利益」を保護法益とし、これを侵害された者のみを訴権者とすることが適当であるとの考え方があがるが、独占禁止法違反行為によって侵害される利益は「営業上の利益」に限られるものではないので、こうした理由から訴権者を限定することは適当とはいえないと考えられる。

(2) 他の救済手段との関係

我が国の民事法において、被害に対する救済手段としての差止めは例外的なものであることから、どのような要件で差止めを認めるかが問題となる。

一般に、差止めを認容するには、損害賠償を認容する場合よりも高度の違法性を要すると解されており（注8）、差止訴訟制度を導入するに当たっても同様に考えられるが、どういう場合が該当すると考えるべきかは、独占禁止法違反行為が公益を侵害するものである点を踏まえて判断する必要がある。

（注8）国道43号線訴訟最高裁判決（最判平成7年7月7日）

は、「原審は、…… 上告人らが現に受け、将来も受ける蓋然性の高い被害の内容が日常生活における妨害にとどまるのに対し、本件道路が、…… 多大な便益を提供しているなどの事情を考慮して、上告人らの求める差止めを認容すべき違法性があるとはいえないと判断したものである。…… 差止めが求められた場合に差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、…… 損害賠償を認容すべき違法性

があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通するのであるが、……差止めと金銭による賠償という請求内容の相違に対応して、違法性の判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違があるから、右両場合の違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえない。」としているが、同判決は、損害賠償と差止めとは、これを認容するに際しての違法性に段階があることを示したものと解する見解が多い。

また、独占禁止法違反行為は多様であり、個別の事案によって、あるいは、被害者の立場によって、被害の性質も区々となるので、どのような要素が認められる場合に金銭賠償に加え差止めによる救済が必要と認められるかという問題がある。

この点については、まず、上記第1の1(4)の例のように市場から排除されるおそれがある場合や、新規参入が阻止されている場合など、独占禁止法違反行為によって回復し難い損害が生じる場合には、差止めを認めることが適当であると考えられる。

また、このような場合だけでなく、金銭賠償では救済として不十分な場合、例えば、排他条件付取引や拘束条件付取引のように、違反行為が取りやめられなければ、取引の機会が奪われ、あるいは取引先選択の自由が侵害される場合などにも、差止めを認めることが適当ではないかとの考え方もある。さらに、その性質上、金銭的損害の算定が困難であるものも、この範疇に含め、差止めを認めることが適当ではないかとする考え方もある。

さらに、例えば、実際に生じた損害額の立証ができないために損害賠償請求が認められない場合などにも差止めを認めることが適当かという問題もある。

どのような場合に金銭賠償に加え差止めによる救済が必要と認められるかという点については、差止めによる被害者の救済の必要性のほか、独占禁止法違反行為に対する差止めは競争秩序の回復という公益にもかかわるものであること、また、当事者以外の者にも大きな影響を与え得るものであること等も踏まえ、できる限り明確なものとなるようにすべきと考えられる。